

ETC 利用照会サービス利用規程(新旧対照表) 令和2年2月13日版

現状の規約	改正案
<p>(ユーザー登録) 第5条1～5(略)</p>	<p>(ユーザー登録) 第5条1～5(略)</p> <p><u>6 管理者は、システム管理の必要から、ユーザー登録者にパスワードの変更を依頼することがあります。この場合、ユーザー登録者はパスワードを変更しなければなりません。</u></p>
<p>(免責事項) 第12条 (略) 一～十(略)</p> <p><u>十一</u> 前各号に掲げるもののほか、管理者の責によらない事由により、ETC 利用照会サービスの提供が遅延し、又は不能となったとき若しくは利用者に係る情報が漏えいしたとき</p>	<p>(免責事項) 第12条 (略) 一～十(略)</p> <p><u>十一</u> 管理者がこの利用規程で定めるユーザーID 及びパスワードの取扱いを実施した場合で、第三者からパスワードその他の個人情報について盗用その他の不正行為があったとき</p> <p><u>十二</u> 前各号に掲げるもののほか、管理者の責によらない事由により、ETC 利用照会サービスの提供が遅延し、又は不能となったとき若しくは利用者に係る情報が漏えいしたとき</p>

附則

- 1 この規約は、平成30年4月10日から実施します。
- 2 平成30年1月1日付け ETC 利用照会サービス利用規程は、本利用規程の適用をもって廃止します。

附則

- 1 この規約は、令和2年2月13日から実施します。
- 2 平成30年4月10日付け ETC 利用照会サービス利用規程は、本利用規程の適用をもって廃止します。